

[事案 29-374] 契約解除取消等請求

・平成 30 年 9 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

告知の際、募集人から事実を告知しないよう言われたこと等を理由に、契約解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

がんにより入院したため、平成 29 年 1 月に契約した医療保険等に基づき給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除され、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消し、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人から居酒屋で酒を飲みながら説明をされ、自分も募集人も酔っており、募集人の説明はあやふやであった。
- (2) 告知の際、募集人に既往症について話したが、「それでは保険に入れない」と言われ、事実を告知しないよう指示された。
- (3) 募集人の指示で、保険料を募集人個人の口座に振り込んだ。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対し、契約概要を使用して本契約の内容を説明した。
- (2) 募集人は申立人の既往症等について申立人から聞いていない。また、申立人の不告知教唆に関する主張は変遷しており、信用性がない。
- (3) 申立人から、保険料を募集人個人の口座に振り込ませたという点については募集人も自認しているが、本事案には直接関係しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時・契約時の経緯等を確認するために、申立人の事情聴取を行った。また、募集人については、退職済みで連絡が取れなくなり、事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人に対して既往症等を伝え、また募集人が申立人に対して積極的に事実と異なる告知をするような発言をしたとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人の主張等から推測される契約の経緯からは、居酒屋で飲酒しながら募集を行う等、募集人の行為が不適切なものであったと考えられるとともに、募集人が、本契約の内容を十分に説明できていたか、また、告知の重要性や告知義務に違反した場合の効果、責任開始日前発症などについて十分な説明ができていたかという点には疑問が残る。
- (2) 募集人は、申立人に保険料を募集人の個人口座に振り込ませたことについて認めており、これが著しく不適切な行為であることは明らかである。